

文京区家計支援臨時給付金の追加給付（均等割のみ課税世帯、子育て世帯）について

1 概要

国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策（令和5年11月2日閣議決定）」により、低所得者支援及び定額減税を補足する給付として、定額減税の実施と併せて一連の給付を実施することが表明された。そのうち、「個人住民税均等割のみ課税世帯への給付」及び「低所得者の子育て世帯への加算（こども加算）」について、内閣府からの通知等の内容を踏まえ、文京区家計支援臨時給付金の追加給付を行う。

2 給付内容

	給付対象	給付金額
(1) 均等割のみ課税 世帯追加給付	基準日（令和5年12月1日。以下同じ。） において、区に住民登録があり、「令和5 年度住民税均等割のみ課税者」または「令 和5年度住民税均等割のみ課税者と非課税 者」の世帯 ※住民税が課税されている者の扶養親族等 のみからなる世帯を除く。	1世帯当たり7万円*
(2) こども加算	家計支援臨時給付金（非課税世帯追加給 付）又は同給付金（均等割のみ課税世帯追 加給付）を受給した世帯のうち、基準日 において同一世帯内に18歳以下の児童が いる世帯	対象児童1人当たり5万円

*当初給付（3万円）の対象でなかった世帯（令和5年6月2日以降転入世帯）は、1世帯当たり10万円

3 給付方法

(1) 均等割のみ課税世帯追加給付

原則として、以下のいずれかの口座に振込を行う。

ア 直近の低所得世帯支援給付金で振込をした実績のある口座（プッシュ方式、申請不要）

イ 支給要件確認書により確認した口座（確認書方式、オンライン申請可）

(2) こども加算

原則として、家計支援臨時給付金（追加給付）を受給した口座に振込を行う（プッシュ方式、申請不要）。

4 周知方法

区報（2月10日・25日号）、区設掲示板、区ホームページ、区SNS及び窓口等

5 スケジュール（予定）

	(1) 均等割のみ課税世帯追加給付	(2) こども加算
通知書(確認書)発送	令和6年2月中旬	初回：令和6年3月上旬
申請受付開始	令和6年2月中旬	令和6年3月上旬
支給開始	令和6年3月中旬	令和6年3月下旬
申請期限	令和6年5月末日	未定

6 その他

(1) 住民税非課税世帯への追加給付（1世帯当たり7万円）については、令和6年2月上旬から支給を開始している。

(2) 令和6年度に実施が予定される「新たに住民税非課税等となる世帯への給付」及び「定額減税しきれないと見込まれる所得水準の方への給付（調整給付）」については、今後の国からの通知等の内容を踏まえ準備を進める。

※ 上記内容は、国からの通知等により変更となる場合がある。